

10月改定医療DX推進体制整備加算

マイナ保険証利用率の要件示される

医療情報取得加算は初・再診ともに1点に引き下げ

7月17日、中医協にて、10月以降の医療DX推進体制整備加算および医療情報取得加算について、諮問、答申された。

医療DX加算は、その施設基準の要件に、「(6)マイナバーカードの保険証利用について、十分な実績を有していること」というルールがあり、6月時点では猶予されていたが、10月以降には適用されることになっており、「十分な実績」の基準が注目されていた。答申の内容によると、10月以降、医療DX推進体制整備加算は、医科歯科ともに、基準月におけるマイナ保険証の利用率実績により3つの区分に分類される(表1)。令和6年10月、11月、12月は、加算1が15%以上、加算2が10%以上、加算3が5%以上であるが、来年の令和7年1月以降は、加算1が30%、加算2が20%、加算3が10%とハードルが高くなる(表2)。

表1

	9月まで	10月以降	
		区分1	11点
医科	8点	区分2	9点
		区分3	7点
		区分1	10点
歯科	6点	区分2	8点
		区分3	6点

今年10月に算定する場合は、5月、6月、7月のマイナ保険証利用率の最高値に依拠して、どの区分を算定するかが決まることになる。このマイナ保険証利用率は、総合ポ

タルサイトにログイン後、医療機関のプロファイルのページにて確認できるし、メールでも毎月報告が届いている。

ただし、この基準には例外があつて、今年10月、11月、12月、来年1月の4カ月間は、2カ月前における「オンライン資格

表2 各区分で基準月に必要な利用率 (医科、歯科共通)

	算定月	
	10月、11月、12月	1月、2月、3月
区分1	15%以上	30%以上
区分2	10%以上	20%以上
区分3	5%以上	10%以上

確認件数ベースのマイナ保険証利用率」を参考にしてもよい扱いになって

算定月		基準月 (来年1月までは利用率の高いほうの月を基準とする)	
		レセプト件数ベース利用率	オンライン資格確認件数ベース利用率
今年	10月	5月、6月、7月	6月、7月、8月
	11月	6月、7月、8月	7月、8月、9月
	12月	7月、8月、9月	8月、9月、10月
来年	1月	8月、9月、10月	9月、10月、11月
	2月	9月、10月、11月	
	3月	10月、11月、12月	

レセプト件数ベース利用率=マイナ保険証の利用者の合計÷レセプト件数
オンライン資格確認件数ベース利用率=マイナ保険証の利用件数÷オンライン資格確認等システムの利用件数

いる。すなわち、10月に算定する場合は6月、7月、8月の利用率を基準にして良い。7月現在、この2カ月前の「オンライン資格確認件数ベースのマイナ保険証利用率」はポータルサイトに掲載されていないが、10月までには確認できるようになるはずである。

なお、医療DX推進体制整備加算の算定にあたっては施設基準の届出が必要であるが、すでに届出を行っている医療機関については、このマイナ保険証の利用実績に基づく新たな届出は必要なく、実績に基づく区分を算定して良い。もちろん、マイナ保険証の利用実績が基準に満たない場合は、加算は算定できない。

今回の答申では、医療情報取得加算の変更も決まった。現在、医療情報取得加算は、保険証利用の場合、マイナ保険証利用の場合で、細かく区分されていたが、今年12月から、医科、歯科ともに、初診時に1点、再診時(3カ月に1回に限り)に1点となる。h3.co.jpの記事によると、中医協において、支払側はこの加算の廃止を求めているが、診療側と1点の加算を残すことで妥協したとのことである。医療情報取得加算によって得られる情報や、加算を算定可能にするためのシステムの構築を考慮すれば、1点というのはあまりに少なすぎる印象だ。

(黒木正也記)

医療DX推進体制整備加算

10月より利用率に応じて3区分

マイナ保険証利用率を確認して算定を

医療DX推進体制整備加算は、10月から点数が変更になります。詳細については前月号の協会新聞に掲載しました。

表1 10月、11月、12月の医療DX推進体制整備加算

利用率	加算区分	医科	歯科
15%以上	区分1	11点	10点
10%以上	区分2	9点	8点
5%以上	区分3	7点	6点

表2

算定月	基準月（各期間の利用率の最高値が表1の利用率となる）	
	レセプト件数ベース	オンライン資格確認件数ベース
10月	5月、6月、7月	6月、7月、8月
11月	6月、7月、8月	7月、8月、9月
12月	7月、8月、9月	8月、9月、10月

算定を前に、10月、11月、12月における算定について要点を確認してみます。医療DX加算は、加算1、加算2、加算3、の3つの区分に分かれま

す(表1)。どの区分を算定するかは、マイナ保険証の利用率によって各医療機関で異なります。各医療機関には、毎月、総合ポータルサイトから、「マイナ保険証等の利用率のお知らせ」という件名のメールが届いています。そのメールに2カ月前のレセプト件数ベース利用率、1カ月前のオンライン資格確認件数ベース利用率の数字が載っていますので、その数字を参考にします(表2)。もちろん、総合ポータルサイトに確認することも可能です。

利用率は、基準月の3カ月で一番高い数字を参考にする扱いですが、利用率が増加傾向にあるのと、レセプト件数ベース利用率の数字よりもオンライン資格確認件数ベース利用率の数字が高くなるので、10月の算定時には、8月のオンライン資格確認件数ベース利用率の数字を基準に、該当する区分を算定すれば良いと思われます。

例えば、8月のオンライン資格確認件数ベース利用率が15%以上であれば区分1となり、医科であれば11点、歯科であれば10点を算定することになります。